

## 令和6年度 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種費用補助について

令和6年度予防接種実施内容の変更点について、令和6年1月24日開催の庁議において報告したところであるが、このうち高齢者肺炎球菌ワクチンについては、東京都において令和6年度に「高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助事業」を実施される予定であることを踏まえ、区においても、定期予防接種の経過措置期間中に接種することができなかった方の個人負担の軽減を図るため、接種費用補助を実施する。

### 1 高齢者肺炎球菌ワクチン接種補助事業対象者

#### ① 定期接種対象者

65歳及び60歳以上65歳未満で心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い病気のある身体障害者手帳1級所有者

#### ② 定期接種対象者以外（任意接種）

66歳以上

### 2 高齢者肺炎球菌ワクチン接種における自己負担額

①、②ともに、自己負担額を1,500円とする（令和5年度と同様）